

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

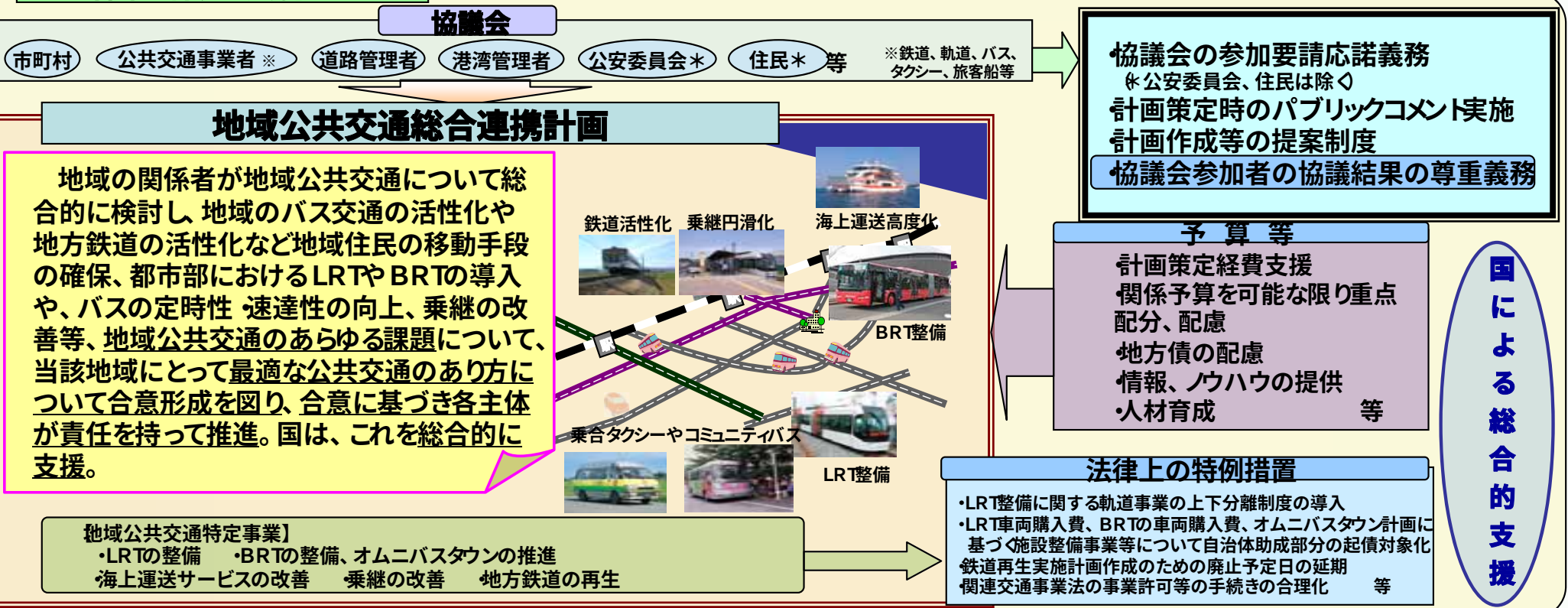
環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針 国のガイドライン)

主務大臣 国土交通大臣 総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
※国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施



2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV (デュアル モード ビークル)

軌道と道路の両方の走行が可能な車両



MTS (インテリジェントマルチモードトランジット)

磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT (Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT (Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム